

犯罪の被害に遭われた方へ

香取市犯罪被害者等支援条例による見舞金のご案内

犯罪行為により傷害を受けた方、犯罪行為により亡くなられた方のご遺族に見舞金を支給します。

【1 見舞金の支給対象となる方】

令和6年9月20日以降に発生した犯罪行為により傷害を受けた方または亡くなられた方のご遺族で、その犯罪行為が行われた時に香取市民であった方となります。

※ 犯罪行為

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

※交通事故に関しては、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」第2条に規定する危険運転致死傷が適用される行為のみが対象となります。

【2 障害見舞金】

犯罪行為により傷害を受けた方

全治1箇月以上、かつ、入院3日以上 10万円

※ 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書などの提出が必要となります。

【3 遺族見舞金】

犯罪行為により亡くなられた方の第1順位遺族 30万円

※ 遺族見舞金の支給を受けることができる方

（1）被害者の死亡の時ににおいて、次のいずれかに該当する方です。

ア 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

イ 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ 前号の規定に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（2）被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては上記（1）イの子と、その他のときは（1）ウの子とみなします。

（3）遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、上記（1）の順序とし、イ及びウの方にあつては、それぞれの記載順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

（4）遺族見舞金の支給について、第1順位遺族が当該遺族見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該遺族見舞金の申請をすることができない。

【4 支給できない場合】

（1）被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。

（2）被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該行為による被害につき、被害者にもその責任が生じる行為があつたとき。

（3）上記のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

【5 申請期限】

傷害見舞金及び遺族見舞金は、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができない。

【6 問い合わせ・申請窓口】

〒287-8501

香取市佐原口2127

香取市環境安全課 生活安全班

電話：0478-50-1248

（平日 午前8時30分～午後5時15分）

※ 見舞金の申請には、上記以外にも、被害届を提出していることなど、支給要件がありますので、事前にお問い合わせください。